

環水大海発 2311021 号
令和 5 年 11 月 2 日

各都道府県・政令市
湖沼水質保全担当部（局）長 殿

環境省水・大気環境局海洋環境課
海域環境管理室長

デジタル原則を踏まえた湖沼水質保全特別措置法の適用に係る解釈の明確化
について（通知）

「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（2022 年 12 月 21 日デジタル臨時行政調査会）において、我が国における全ての法令の中で、7 項目のアナログ規制（「目視規制」、「実地監査規制」、「定期検査・点検規制」、「常駐・専任規制」、「対面講習規制」、「書面掲示規制」及び「往訪閲覧・縦覧規制」）及び「FD 等の記録媒体を指定する規制」に該当するアナログ行為を求める場合があると解される条項については、当該条項に係る規制の見直しを実施することとされている。

これを受けて、今般、湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号。以下、「湖沼法」という。）のうち、法令上の解釈の明確化を図ることとされる事項について、下記のとおり通知する。

貴職におかれては、下記の事項に留意の上、運用に遺漏のないように努められたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 実地調査について

湖沼法第 30 条第 4 項では、湖辺環境保護地区において同条第 1 項各号の届出を要する行為をしようとする者からの届出があった場合において、都道府県知事が実地の調査（以下「実地調査」という。）をするときの手続について規定している。

実地調査は、湖沼の水質の保全を図るため、湖沼法第 30 条第 1 項各号の届出を要する行為をしようとする者に対して同条第 2 項に定める処分を発するか否かを判断し、命令の内容を検討するために必要となる情報を取得するためのものである。この趣旨を踏まえると、実地調査の実施に当たっては、調査の目的や調査対象、調査場所等を踏まえて、効果的かつ適切な実地調査の方法を用いて行うことが必要である。

実地調査の方法については、デジタル技術を活用することが効果的かつ適切である場合には、積極的にデジタル技術を活用することが推奨される。具体的な方法としては、例えば、行為の実施が予定されている場所においてドローン映像により湖辺環境の状況等を確認することなどが考えられる。

なお、湖沼法第30条第2項に定める処分を行うために、同条第1項の規定による届出を要する行為をした者に対して実地の調査を行う場合も、同様の取扱いとすることが望ましい。

2. 立入検査等について

湖沼法においては、湖沼法第32条第1項に基づき、都道府県知事は、湖沼法の施行に必要な限度において、第30条第2項又は第31条第1項の規定による処分を受けた者に対し、当該処分に係る措置の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、湖辺環境保護地区内の土地又は建物内に立ち入り、第30条第1項各号の届出を要する行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の湖辺環境に及ぼす影響を調査させることができる（以下「立入検査等」という。）と規定している。

立入検査等は、湖沼の水質の保全を図るため、湖沼法第30条第1項において届出が必要となる行為の実施状況に関する情報を取得し、湖辺環境への影響を把握するためのものである。この趣旨を踏まえると、立入検査等の実施に当たっては、検査の目的や検査対象、検査場所等を踏まえて、効果的かつ適切な立入検査等の方法を用いて行うことが必要である。

立入検査等の方法については、デジタル技術を活用することが効果的かつ適切である場合には、積極的にデジタル技術を活用することが推奨される。具体的な方法としては、例えば、オンライン会議システム等を活用して行為の実施状況や帳簿書類の内容等を遠隔地から報告を求めて確認すること、対象となる行為やその行為が行われた湖辺環境の状況等をドローン映像により確認することなどが考えられる。

デジタル技術を活用して遠隔により立入検査等を行う場合であっても、湖沼法第32条第2項に基づき、立入検査等を行う職員は身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求に応じ提示しなければならない。この場合は、関係者への提示は画面への投影等により行うことも可能であることに留意されたい。

なお、湖沼法第21条第1項及び第2項に基づく立入検査等も同様の取扱いとする。